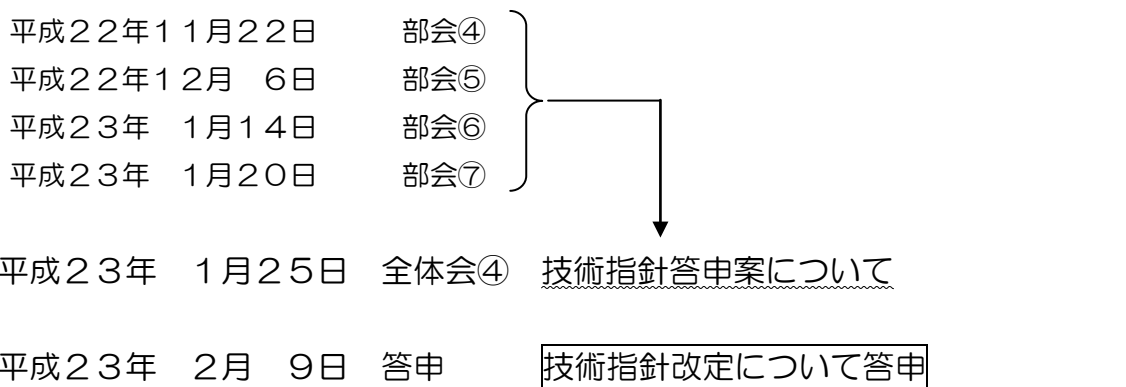
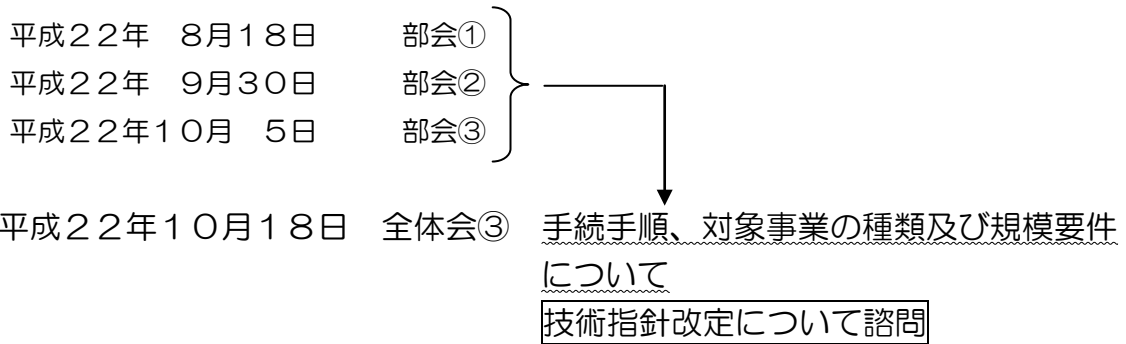


吹田市環境影響評価条例改正について

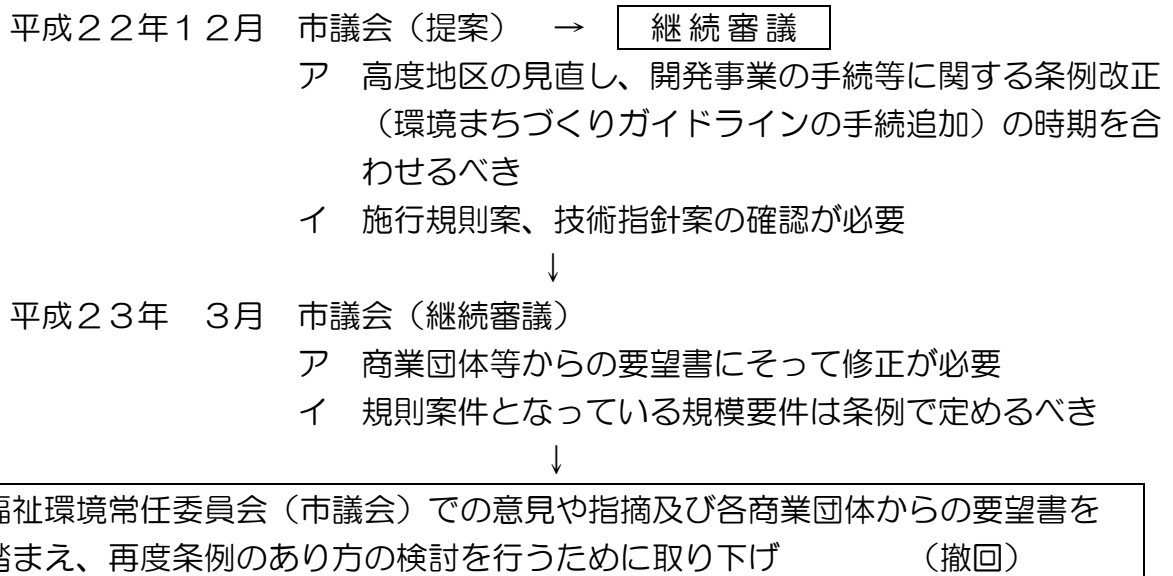
1 経過

(1) 審査会における審議

- 平成22年 5月19日 全体会① 条例改正について
- 平成22年 7月28日 全体会② 条例改正検討部会の設置について
(部会長 山中委員)



(2) 市議会における審議等



2 変更箇所

対象事業の規模要件について、環境審議会の意見を考慮し、福祉環境常任委員会（市議会）の意見・指摘及び各商業団体からの要望書を踏まえて規模要件の修正⁽¹⁾を行い、条例事項⁽²⁾とする

(1) 規模要件の修正箇所

	【対象事業】	【前回改正案】		【次回改正案】
ア	開発行為	10ha	→	5ha
イ	住宅団地	1,000戸	→	3ha または 500戸
ウ	商業施設	30,000㎡	→	5,000㎡

(2) 条例事項

第2条（対象事業）

「…規則で定めるもの…」 → 「…別表に掲げる事業…」

別紙1 改正案の対象事業の種類と規模要件

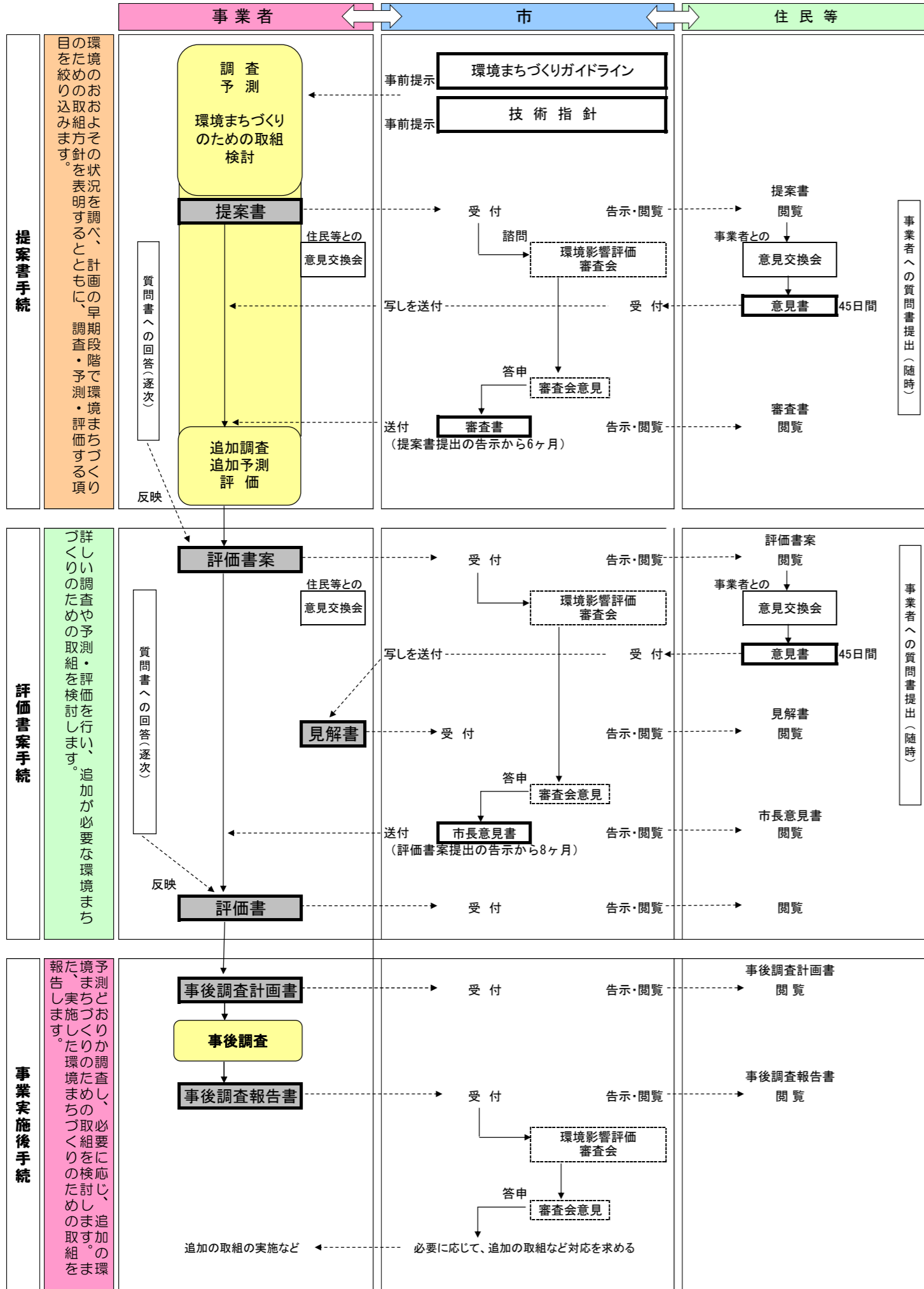
事業の種類	備考【規模要件】
開発行為	建設が予定されている施設の内容にかかわらず、造成工事等の評価が必要と考えられるため対象事業とします。都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を対象とし、現行条例の事業の種類に掲げる⑦⑧⑨⑬も含むものとします。【 <u>区域の面積が5ヘクタール以上のもの</u> 】
住宅団地の建設	⑥と同じく、住宅団地の建設を対象事業とします。なお、既存の住宅の用に供する敷地において住宅を建替える場合については、現行条例では増加分を対象としていましたが、事業の実施に伴い地域の環境水準の向上を図るため、従前の土地利用にかかわらず対象事業とします。【 <u>一団の土地の面積が3ヘクタール以上、または戸数が500戸以上のもの</u> 】
商業施設の建設	⑪について引き続き対象事業としますが、交通などによる環境影響については小売店舗に限ったものではないと考えられるため、飲食店などを含む商業施設として新たに対象事業とします。【 <u>施設の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの</u> 】
運動・レジャー施設の建設	集客力の大きい競技場、遊園地や動物園等の運動・レジャー施設については、不特定多数の利用による交通や騒音等の環境影響が想定されるため、新たに対象事業とします。【 <u>区域の面積が5ヘクタール以上、または収容人員が1万人以上のもの</u> 】
廃棄物処理施設の設置	③と同じく、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業を対象とします。【 <u>処理能力が1日当たり100トン以上のもの</u> 】
終末処理場の建設	④と同じく、終末処理場の新設事業を対象とします。
工場又は事業場の建設	⑤と同じく、工場又は事業場の新設又は増設事業を対象とします。【 <u>使用する燃料等を重油換算した量が1時間当たり2キロリットル以上、または1日当たりの平均的な排出水量が5,000立方メートル以上、または敷地面積が9,000平方メートル以上のもの</u> 】
道路の建設	①と同じく、道路又は自動車道の新設又は改築事業を対象とします。【 <u>最小幅員が16メートル以上で、かつ延長が1キロメートル以上のもの</u> 】
鉄道又は軌道の建設	②と同じく、鉄道又は軌道の新設又は改良事業を対象とします。
その他の事業	⑭と同じく、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものを対象とします。
改正条例での対象から外す事業	備考
駐車場の建設	⑩について、駐車場の建設によって発生する交通などによる環境影響は、駐車場を設置する集客施設や住宅等の主たる施設の供用に伴って発生すると考えられ、上記対象事業の環境影響要因に包含されるため、改正条例での対象から外すものです。
高層建築物の建築	⑫について、本市では平成20年に吹田市景観まちづくり条例を制定し、さらに平成23年3月の高度地区の見直しにより、景観や日照障害などについては環境に著しい影響を及ぼすおそれなくなると考えられます。また、風の影響については大阪府環境影響評価条例が高さ150m以上の建築物を対象としているため、本市では改正条例での対象から外すものです。

【参考】現行の対象事業の一覧（条例施行規則 別表第1）

別紙1

事業の種類	要件
① 道路の建設	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第9項に規定する自動車道の新設又は改築事業(改築にあつては、車線の数の増加を伴うものに限る。)で、その新設又は改築後の車線の数が4以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが1キロメートル以上のもの
② 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道の新設又は改良事業(改良にあつては、線路の増設、駐車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。)
③ 廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る処理能力が1日当たり100トン以上のもの
④ 終末処理場の建設	下水道法第2条第6号に掲げる終末処理場の新設事業
⑤ 工場又は事業場の建設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る敷地面積が9,000平方メートル以上のもの
⑥ 住宅団地の建設	一団の土地に集団的に建設される住宅及びそれに伴う公園等の附帯施設の新設事業で、その一団の土地の面積が3ヘクタール以上のもの
⑦ 土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、その施行地区の面積が10ヘクタール以上のもの
⑧ 市街地再開発事業	都市再開発法第2条第1号に掲げる市街地再開発事業で、その施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの
⑨ 流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業で、その施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの
⑩ 駐車場の建設	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る駐車台数が500台以上のもの
⑪ 大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る建物の延べ面積(住居の用に供する部分の面積を除く。)が5,000平方メートル以上のもの
⑫ 高層建築物の建築	建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の新築事業で、その建築物の高さが60メートル以上のもの
⑬ 開発行為を伴う事業(上記のいずれかに該当するものを除く。)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、その開発区域の面積が3ヘクタール以上のもの
⑭ その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める事業

別紙2 改正案のフロー



【参考】現行のフロー

